

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり公募申込書及び事業提案書等の提出を招請する。

令和7年12月8日

甲府市長 橋口雄一

1 業務名

甲府市認知症カフェ運営事業

2 業務概要

認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加し集うことができる「認知症カフェ」を開設し運営する。

3 募集数

認知症カフェの実施場所は、2箇所とする。

ただし、地域包括支援センターの1つである中央ほうかつの担当地域（春日・相生・穴切・朝日）を除く。

4 履行期間

令和8年2月1日（日）～令和8年3月31日（火）までとする。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 甲府市内に所在し、別紙仕様書に定める事業内容の履行及び人員配置が可能な法人であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (3) 事業実施中に生じた事故等に対応可能な保険に加入できる法人であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいず

れにも該当していないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) 公告の日から契約締結日までの期間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (8) 市税を滞納していない法人であること

6 手続き等

(1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等を、甲府市のホームページにて公表するため、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

公募申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

7 連絡先

甲府市 福祉部 福祉支援室 地域包括支援課 地域包括支援係

住 所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市役所本庁舎2階

電 話 055-237-5484（直通）

電子メール huktshien@city.kofu.lg.jp